

議案第1号

安曇野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年安曇野市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第7条本文中「とき」を「ときに」に改める。

別表中

「

30年以上	979,000	909,000	849,000	809,000	734,000	689,000
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

」を

「

30年	979,000	909,000	849,000	809,000	734,000	689,000
31年	999,000	929,000	869,000	829,000	754,000	709,000
32年	1,019,000	949,000	889,000	849,000	774,000	729,000
33年	1,039,000	969,000	909,000	869,000	794,000	749,000
34年	1,059,000	989,000	929,000	889,000	814,000	769,000
35年以上	1,079,000	1,009,000	949,000	909,000	834,000	789,000

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の安曇野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

令和7年2月18日 提出

安曇野市長 太田 寛

## 議案第2号

安曇野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年安曇野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「給料」の次に「、住居手当」を加え、「及び勤勉手当」を「、勤勉手当及び寒冷地手当」に改める。

第14条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第15条第1項中「及び第3号から第6号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」を「に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「（以下「8級職員」という。）」及び「、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第2項中「扶養親族としての子」を「扶養親族たる子」に改め、「（以下「特定期間」という。）」を削り、同項中「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

第16条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

### 第16条 削除

第17条に見出しとして「（扶養手当の支給方法）」を付する。

第18条第1号中「有料道路（以下この条及び次条）」を「有料の道路（以下この条から第19条の2まで及び第19条の4）」に、「第20条まで」を「第19条の2まで、第19条の4及び第20条」に改める。

第19条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（通勤手当の額）」を付し、同条第1号本文中「この号」を「次条及び第19条の4」に改め、同号中「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同条第3号中「（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条の次に次の3条を加える。

第19条の2 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市長が定めるもののうち、第18条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして市長が定める住居を

含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(第1号、次条及び第19条の4において「新幹線鉄道等」という。)を利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次条において同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第19条の4において「特別料金等相当額」という。)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前条の規定による額

第19条の3 前条の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第18条第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして市長が定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して市長が定める職員に限る。)その他前条の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

第19条の4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第19条第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3条の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第23条中「及び前2条」を「から前条まで(第19条の3及び第20条を除く。)」に改める。

第28条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して市長が定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第32条第1項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の125」に、「、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の105」に改め、同条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」を「100分の70」

に、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の58.75」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

第32条の2及び第32条の3中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第34条第1項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5（特定幹部職員にあっては、100分の122.5）、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に、「100分の127.5」を「100分の125」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75（特定幹部職員にあっては、100分の58.75）、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に、「100分の61.25」を「100分の60」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号俸	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	

17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	

53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			

89	256,900	298,000	347,000				
90	257,200	298,300	347,400				
91	257,500	298,600	347,800				
92	257,800	299,000	348,200				
93	258,100	299,200	348,400				
94		299,400	348,800				
95		299,700	349,200				
96		300,100	349,500				
97		300,300	349,800				
98		300,600	350,200				
99		301,000	350,600				
100		301,400	351,000				
101		301,600	351,500				
102		301,900	351,900				
103		302,200	352,300				
104		302,500	352,700				
105		302,700	353,200				
106		303,000	353,600				
107		303,300	353,900				
108		303,600	354,200				
109		303,800	354,700				
110		304,200					
111		304,600					
112		304,900					
113		305,100					
114		305,300					
115		305,600					
116		306,000					
117		306,200					
118		306,400					
119		306,700					
120		307,000					
121		307,400					
122		307,600					
123		307,900					
124		308,200					

	125		308,500						
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額							
	円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700	円 396,200	円

(安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年安曇野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

附則第11項中「、第3章、第3章の2及び第9章」を「及び第3章」に改める。

(職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第3条 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年安曇野市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附則第3項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中安曇野市一般職の職員の給与に関する条例第32条の2及び第32条の3の改正規定は、同年6月1日から施行する。

(号俸の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において安曇野市一般職の職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後給与条例」という。）第13条から第15条第1項までの規定の適用については、第13条中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次条第1項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては、支給しない」と、第14条第1項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、第15条第1項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(委任)

5 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な経過措置は、規則で定める。  
(罰則の適用等に関する経過措置)

6 令和7年6月1日以後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、この条例による改正後の安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第32条の2第3号若しくは第4号又は第32条の3第1項第1号若しくは第5項第1号の規定を適用しようとするときは、当該罰則に定める刑に含まれる刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）については、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

7 禁錮刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、新給与条例第32条の3第1項第1号及び第5項第3号に規定する拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

8 禁錮以上の刑に処せられなかった刑事事件は、新給与条例第32条の3第5項第1号に規定する拘禁刑以上の刑に処せられなかった刑事事件とみなす。

附則別表 号俸の切替表（附則第2項関係）

旧号俸	新 号 俸					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1

4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4

39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		

74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					

109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

令和7年2月18日 提出

安曇野市長 太田 寛

### 議案第3号

安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年安曇野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第3項とする。

第5条第1項中「、第6章の2及び第8章」を「及び第6章の2」に、「平成17年安曇野市条例第246号。」を「平成17年安曇野市条例第246号」に、「、第11条から第15条まで及び第17条」を「及び第11条から第15条まで」に改め、同条第2項中「及び第32条第4項」を「、第32条第1項及び第4項並びに第34条第1項第1号」に、「給与条例第32条第4項」を「給与条例第32条第1項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、同条第4項」に改め、「職員」と」の次に「、給与条例第34条第1項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月18日 提出

安曇野市長 太田 寛

## 議案第4号

### 安曇野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市職員の育児休業等に関する条例（平成17年安曇野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中「の各号」を削り、同条第1号中「同条」を「第5条」に改め、同条第6号中「第2条の4」を「前条」に改める。

第10条第1号中「若しくは出産した」を「、若しくは出産した」に、「同号」を「第13条第1号」に改める。

第11条中「の各号」を削る。

第18条第2項中「同条」を「勤務時間条例」に改め、同条第3項中「非常勤職員が育児時間」の次に「又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）」を、「当該育児時間」の次に「又は当該介護をするための時間」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月18日 提出

安曇野市長 太田 寛

## 議案第5号

### 安曇野市自治基本条例の一部を改正する条例

安曇野市自治基本条例（平成29年安曇野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第7条第2項中「あたって」を「当たって」に改める。

第8条第2項中「取扱う」を「取り扱う」に改める。

第17条中「別に条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等」に、「取扱う」を「取り扱う」に改める。

第18条、第19条及び第21条中「あたり」を「当たり」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月18日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第6号

安曇野市保健センター条例の一部を改正する条例

安曇野市保健センター条例（平成17年安曇野市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「検診」を「健康診査」に改め、同条第4号中「保健施設の業務」を「保健事業」に改め、同条第5号中「保健事業」を「健康増進事業」に改める。

第7条第1項第1号中「検診等」を「事業」に改める。

第8条第2項中「同項の」を「当該」に改める。

第9条第2項中「次の」の次に「各号の」を加え、「同項の」を「当該」に改める。

第10条第3項を削る。

別表安曇野市穂高保健センターの項を削り、同表備考中「越え」を「超え」に改める。

附 則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。

令和7年2月18日 提出

安曇野市長 太田 寛

## 議案第7号

安曇野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年安曇野市条例第246号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加え、同条第4項中「種類は」の次に「、住居手当」を、「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を、「休日勤務手当」の次に「、夜間勤務手当、宿日直手当」を加え、「及び勤勉手当」を「、勤勉手当及び寒冷地手当」に改め、同条第5項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第2条の2第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第2項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第6条第2項第1号を削り、同項第2号中「22歳」を「満22歳」に、「以降」を「以後」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「60歳」を「満60歳」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「22歳」を「満22歳」に、「以降」を「以後」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第8条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第8条の2 住居その他これに準ずるものとして別に定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他別に定める時間を除く。）の全部を勤務することを、別に定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

第15条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第17条中「職員」の次に「及びパートタイム会計年度任用職員」を加える。

第18条中「住所」を「、住所」に改める。

第19条第1項中「次に」を「、次に」に改め、同項各号中「場合」を「とき。」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第5項、第2条の2及び第17条の改正規定は、令和6年4月1日から適用する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の安曇野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の規定の適用については、同条第1項中「支

給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第5号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに対しては、支給しない」と、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは

「(4) 重度心身障害者

(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」  
とする。

令和7年2月18日 提出

安曇野市長 太田 寛

## 議案第8号

### 安曇野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年安曇野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」及び「増設若しくは改造の」を削る。

第3条第1号中「の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、」を削り、「において土木工学科若しくは」を「において土木工学科又は」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「有する者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を削り、「これ」を「旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）」を、「による専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削り、「水道に」を「水道等に」に、「有する者」を「有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第9号とし、同条第6号中「の卒業生であって」を「に規定する学校を卒業した者であって」に、「の卒業生にあっては1年以上、第2号の卒業生にあっては2年以上水道」を「に規定する学校を卒業した者にあっては2年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあっては3年以上水道等」に、「有する者」を「有するもの（第1号に規定する学校を卒業した者にあっては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第

7号とし、同条第4号中「による中等学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同条第5号とし、同条の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第3条に次の1号を加える。

(11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条第2項に規定する第2次検定に合格した者に限る。)であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

第4条第1号を次のように改める。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に改め、「卒業した後」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)」を加え、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第1号に規定する学校の卒業者」を「(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)、同条第1号に規定する学校を卒業した者」に、「同条第3号に規定する学校の卒業者」を「同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあつては、修了した者)」に、「同条第4号に規定する学校の卒業者」を「同条第5号に規定する学校を卒業した者」に改め、同条第5号中「学校において、」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に、「卒

業者」を「学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあっては、修了した者）」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者（建設業法第27条第2項に規定する第2次検定に合格した者に限る。）であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月18日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第9号

安曇野市人権教育集会所条例を廃止する条例

安曇野市人権教育集会所条例（平成17年安曇野市条例第236号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月18日 提出

安曇野市長 太田 寛

## 議案第10号

### 安曇野市穂高鐘の鳴る丘集会所条例の一部を改正する条例

安曇野市穂高鐘の鳴る丘集会所条例（平成18年安曇野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法」を「郷土史等の研修、芸術文化の発展及び青少年の健全育成に向けた市民等の活動を支援するため、地方自治法」に改め、「、郷土史等の研修を目的とする体験学習のために」を削る。

第9条中「教育委員会が」を「別に」に改め、同条を第15条とする。

第8条中「等」を削り、「者」を「もの」に改め、同条を第14条とする。

第7条中「使用者は、集会所の使用を終了したとき、又は使用を停止したとき」を「集会所の施設（設備及び備品を含む。以下この条及び次条において同じ。）の利用を終了したものの、第10条の規定により利用を禁止され、若しくは制限されたもの又は第11条の規定により許可を取り消され、若しくは利用を中止させられたもの」に改め、「等」を削り、同条を第13条とする。

第6条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「前条の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認める」を「集会所の施設を利用しようとするものが、次の各号に掲げるいずれかの行為を行い、又は行うおそれがある」に、「使用を」を「利用を」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 第6条第2項各号に掲げる行為
- (2) 許可を得ないで原状を変える行為
- (3) 許可を得ないで物品を販売する行為その他これに類する行為
- (4) 集会所内で喫煙する行為
- (5) 所定の場所以外で火気を使用する行為
- (6) 許可を得ずに飲酒し、又は所定の場所以外で飲酒する行為
- (7) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる物品を携帯し、又は動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を連れて立ち入る行為
- (8) 第6条第1項の許可を受けた目的以外に利用し、又は第三者に利用させる行為
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に不相当と認めた行為

第6条第2項を削り、同条を第10条とし、同条の次に次の2条を加える。

（許可の取消し等）

第11条 教育委員会は、利用許可者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は集会所の利用を中止させることができる。

- (1) 第6条第3項の規定により付した条件に違反したとき。

(2) 前条各号に該当する行為を行い、又は行うおそれがあるとき。

(3) 使用料を指定した日までに納付しなかったとき。

(免責)

第12条 第10条の規定により利用の禁止若しくは制限をしたとき、又は前条の規定により許可を取り消し、若しくは利用を中止させたときに生じた損害に対しては、市は責を負わない。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「を使用」を「のうち、別表に掲げる施設の区分を利用」に、「者」を「もの」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可された事項を変更するときも、また同様とする。

第5条第2項中「教育委員会は、」の次に「第1項の」を加え、「付する」を「付す」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 教育委員会は、前項の許可を受けようとするものが次に掲げる行為を行うおそれがあるときは、同項の許可をしないことができる。

(1) 集会所の施設、設備、備品、展示資料等を損傷する行為

(2) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為

(3) 他の利用者に支障を来す行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、集会所の管理に支障を来す行為

第5条に次の1項を加える。

4 第1項の許可を受けたもの（以下「利用許可者」という。）は、利用を中止するときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

第5条を第6条とし、同条の次に次の3条を加える。

(使用料)

第7条 利用許可者は、あらかじめ別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を後納することができる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第4条の見出しを「（開館時間等）」に改め、同条第1項中「開所時間」を「開館時間」に、「午前8時30分から午後5時」を「午前10時から午後4時30分」に改め、同条第2項第2号中「2月末日」を「1月4日」に改め、同条第3項中「安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に、「開所時間」を「開館時間」に改め、

同条に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めたものは、開館時間以外及び休館日においても、中断することなく継続して集会所の施設を利用することができる。

第4条を第5条とする。

第3条中「の各号」を削り、同条第1号中「や文化」を「又は文化」に、「学習」を「活動の場の提供」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 芸術文化活動の場の提供及びその他の支援に関すること。

第3条に次の2号を加える。

(3) 青少年の健全育成に係る集団学習の場の提供に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、集会所で行う事業として安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適当と認めること。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(職員)

第3条 集会所に必要な職員を置くことができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条、第7条関係）

施設の区分		1日当たりの使用料
アトリエ1	個人又は団体（3人以下）が利用するとき。	1人 500円
	入場料等を徴収せずに団体（4人以上）が利用するとき。	1室 2,000円
	入場料等を徴収せず占有して利用するとき。	
	入場料等を徴収して占有して利用するとき。	1室 2,800円
アトリエ2 及びアトリエ3	入場料等を徴収せずに利用するとき。	1室 1,000円
	入場料等を徴収して利用するとき。	1室 1,400円
屋外作業場		無料

備考

- 1 この表において「1日」とは、第5条に規定する開館時間をいう。
- 2 利用時間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。
- 3 アトリエ1を個人が利用するときは、原則として他の利用者と共同で利用するものとし、同時に利用することができるのは4人までとする。ただし、個人若しくは3人以下の団体が占有を希望するとき、又は4人以上の団体が利用するときは、個人又は1団体が占有して利用するものとする。
- 4 この表において「入場料等」とは、入場の対価として徴収する入場料、参加料、材料代その他これに類する料金をいう。
- 5 営利を目的とした物販、広告宣伝等で施設を利用するときは、規定の使用料に100分の30を乗じて得た額を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例を施行するために必要な利用の申請、許可その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

令和7年2月18日 提出

安曇野市長 太田 寛

## 議案第11号

### 安曇野市博物館条例の一部を改正する条例

安曇野市博物館条例（平成18年安曇野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「安曇野市豊科近代美術館」を「安曇野市美術館」に、「安曇野高橋節郎記念美術館」を「安曇野高橋節郎記念美術館」に改める。

第4条第1項の表中「安曇野市豊科近代美術館」を「安曇野市美術館」に、「安曇野高橋節郎記念美術館」を「安曇野高橋節郎記念美術館」に改める。

第5条第2号中「規定する博物館資料」を「規定する資料」に改める。

第6条第2項中「安曇野市豊科近代美術館（以下「近代美術館」という。）」を「安曇野市美術館」に改め、同条第4項中「安曇野高橋節郎記念美術館」を「安曇野高橋節郎記念美術館」に、「高橋節郎芸術」を「高橋節郎芸術」に改め、同条第5項第1号中「前各項に規定する資料」を「博物館資料」に改める。

第7条第1項ただし書中「近代美術館」を「安曇野市美術館」に改める。

第8条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（次号において「休日」という。）に当たるときを除く。）

(2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときを除く。）

第10条第1項及び第16条の2第1項中「次の」の次に「各号の」を加える。

第24条第1号中「近代美術館」を「安曇野市美術館」に改める。

別表第2中「近代美術館」を「安曇野市美術館」に改める。

### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月18日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第12号

安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年安曇野市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月18日 提出

安曇野市長 太田 寛

## 議案第13号

安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例  
(平成26年安曇野市条例第37号)の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」の次に「・第54条」を加える。

第2条中「のおける」を「における」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第7条中「市町村」を「市」に改める。

第8条中「支給認定証」の次に「(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)」を加える。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第17条中「努め、」の次に「当該」を加え、「その保護者」を「当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出しを「(教育・保育給付認定保護者に関する市への通知)」に改め、同条中「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に、「市町村」を「市」に改める。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「しなければならない」を「するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第27条第3項中「の保護者」を「に係る教育・保育認定保護者」に改める。

第30条第3項中「市町村」を「市」に改め、同条第4項中「市町村が」を「市が」に、「当該市町村」を「市」に、「市町村から」を「市から」に改め、同条第5項中「市町村」を「市」に改める。

第31条中「、及び」を「及び」に改める。

第32条第2項中「市町村」を「市」に改める。

第34条第2項第1号中「特定教育・保育」の次に「の提供」を加え、同項第3号中「市町村」を「市」に改める。

第35条第3項中「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同

じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、」を加え、「法第19条第1号に」を「同号に」に、「法第19条第1号又は」を「同条第1号又は」に改め、「第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」との次に、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とを加える。

第37条第1項中「家庭的保育事業」を「家庭的保育事業」に、「第33条の」を「第33条に規定する」に改める。

第38条第2項を削る。

第40条第1項中「市町村」を「市」に改め、同条第2項中「に該当する支給認定子ども」を削り、「市町村」を「市」に改める。

第41条中「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項ただし書を削り、同条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号」を「次の各号のいずれかに該当するときは、第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 教育委員会が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第42条第5項中「行う者」を「行う施設」に改め、同条第6項中「第1項本文」を「第1項」に改め、「（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）」を削り、同項ただし書を削り、同条第7項中「もの」の次に「（次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）」を加え、「第1項本文」を「第1項」に改め、同条第8項中「第1項本文」を「第1項」に改める。

第49条第2項第2号中「特定地域型保育」の次に「の提供」を加え、同項第3号中「市町村」を「市」に改める。

第50条中「特定地域型保育給付費」を「地域型保育給付費」に改める。

第51条第1項中「場合には、」の次に「法第46条第1項に規定する」を加え、同条第2項中「当該特定利用地域型保育」を「、当該特定利用地域型保育」に改め、同条第3項中「法第19条第1号」を「同条第1号」に改め、「することが」を削り、「第2項から第4項まで」を「前3項」に改める。

第52条第1項中「場合は、」の次に「法第46条第1項に規定する」を加え、同条第2項

中「当該特別利用地域型保育」を「、当該特別利用地域型保育」に改める。

第53条を第54条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、

あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「の交付又は提出」とあり、及び「に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「を交付又は提出した」とあるのは「による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附則第5項中「第42条第1項本文」を「第42条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年2月18日 提出

安曇野市長 太田 寛